

を促進すること、(iii)地域社会の関心事のモデルを創設すること、(iv)代替的な職業機会を調査したり設けること、である。

iii. 処遇の内容

当該施設の処遇内容は、5つの項目からなる。それは、(i)心身の健康と生活の質の確立と維持、(ii)自立能力の獲得、(iii)家族関係の再創出と施設収容者のケア面でのニーズを支援し関心を払うこと、(iv)適切妥当な地域社会でのケアとサービスの提供、(v)民間介護者に対する家族的支援のニーズの提供、である。これらの項目の具体例としては、(i)再社会化のための能力の習得、(ii)問題解決能力の増強、(iii)自主的管理及び人としての権限付与と参加、(iv)仕事の共有とチームワーク及び環境の共有、(v)病気の管理、(vi)職業の指導と転職、である。

こうした内容について、例えば健康管理に関しては、日頃からの体調管理を被収容者に義務づけている。帰宅時の手洗いの励行や体重測定、掃除・洗濯を適切に実施している。職業訓練についても、月曜日から金曜日までの週5日、被収容者はガソリンスタンドや金物工場などの仕事場に向かい、技術の修得を行っている。さらに社会参加の活動として定期的に施設付近の清掃も実施しているとのことである。

iv. 所見

台湾の更生保護施設は、必ずしも犯罪者の社会復帰を主眼としておらず、精神障害や帰宅環境が整備されていない者を対象としている点が、日本と異なる。また、今回視察した施設は、立地条件が非常に良く、一見、アパートのような佇まいであり、街と一体化していることが印象的であった。施設が町に溶け込んでいる利点としては、清掃等のコミュニティ・サービスが盛んであることが挙げられる。さらに、処遇方法に関して日本が学ぶべき点は、薬物治療継続のための処遇方法である。本施設では、病状に応じた薬が食堂の壁に貼付されており、精神病者が施設を離れた後も薬物治療を継続できるよう自分に必要な薬をテストを用いて暗記させるという手法を実施していた。これは、日本の更生保護施設では見られない手法であり、社会復帰促進のためには有用であるように思われる。最後に、本研究は知的障害者に関する研究ということで、IQに関する質問をしたのだが、その際、台湾ではIQ70以下の者は病院へ移送することが一般的であるとの回答を得た。

d. 財団法人天主教会嘉義教区附設嘉義縣私立聖心教養院

i. 施設の概要

本施設の沿革は、1902年スイスに誕生したカトリック

の蒲敏道神父が、1962年に台湾で宣教活動を開始し、1968年から活動拠点を嘉義に移した後、1977年に聖心教養院を創立したことに始まる。現在の施設は、2009年2月21日に設立されたものである。本施設の土地購入、設備投資などの費用は約4億円で、その内訳は台湾政府が1億元、その他の民間団体及び海外の団体が約3億元を投資したということである。

本施設は財団法人であり、その目的はカトリックの教義から、人間の尊厳を至上命題として、社会奉仕することにある。

本施設の組織としては、董事会というカトリック会派の指揮の下、指導神師がその意思決定などを院長に伝達し、その院長の下に副院长、宗教に携わる院牧室、企画担当などの社工室、行政管理室、財務組、医療・教育・職業訓練などを担当する教保室が配置されている。現在の院長は5年前に訪日し、神戸の精神障害者の施設を参観したとのことである。2010年3月2日現在、本施設には総計172名の職員が奉職する。なお、本施設における職員は、必ずしもキリスト教に帰依しているわけではない。つまり、本施設は、一般人の観点から処遇を行っているのである。そして、医師は毎週1回(木曜日)、婦人科の医師も月2回の回診を行っている。

本施設は、医療・教育などを行う場と生活居住空間の場に分界されている。3月2日現在、収容人数172名であり、その内訳は、本施設に居住する100名、昼間だけ参院する72名によって構成されている。

対象者は、知的障害者及び昼間のみ在院する者、並びに行動可能ではあるものの、本施設において訓練を行う必要がある者とされている。台湾では、政府が知的障害者に手帳を発行し、軽度、中度、重度、極重度の4段階に区分している。この点、本施設の費用は、軽度の者は、昼間のみ在院の場合は8,000元、入院の場合は12,000元、中度の者は、昼間のみ在院の場合は12,000元、入院の場合は16,000元、重度、極重度の者は入院することとなり20,000元の費用がかかる。ただし、政府発行の手帳によって、知的障害者の家族の経済状態に応じて、4,000元から7,000元が政府から支給されるようである。さらに内政部の統計によると、2009年においては知的障害者が107万人(総人口の4.6%)おり、そのうち重度の者が18%を占めるとのことである。ただ、台湾でも知的障害者であることを隠す傾向は存在するから、本統計もその点を留意しなくてはならない。そして、本施設の入院者においては、家族がいない者は少なく、また、1年に3回開催される懇親会に親などが参加しなかった場合には強制退院させるとのことである。なぜならば、本院は、親の愛情を至上のものとするところから出発しているからである。なお、台湾の正月である2月及び8月に

は必ず親が来る。面会はいつでも可能で時間設定もなく歓迎しているとのことである。

ii. 処遇の内容

本施設では、年齢及び障害の程度に応じてグループが編成されており、それぞれのグループに応じて、居室が分けられ、様々な改良器具等を用いた訓練が行われている。特筆すべき居室として、養護室(nursing care group)がある。ここは、他の居室とは異なり、居室に医療器具が備わっており、静穏室も完備され、手厚い処遇が実施されている。処遇の主たるものとしては、感官室と呼ばれる部屋で音楽を聴き、嗅覚を刺激する感情訓練、車椅子の人でもそのまま水に入れる水療法、さらに、専用教室で行われる楽器を使用した音楽療法、マウス等を改良したコンピューターの訓練及び木工細工の製作等がある。

iii. 所見

本施設の評価としては、台湾の知的障害者施設の最先端技術を随所に採用し、手摺一本にも握りやすさなど細心の配慮がなされ、かつ、職員も充実している。そして、設立目的にあるキリスト教の博愛主義も注目すべき点であろう。なぜならば、日本でも、刑事政策的見地から、処遇理念の基礎として、従来から正木亮らによって、博愛主義が重視されてきたからである。それ故、セイフティネット構築においても、本施設の博愛主義の理念、ならびに、そこから導出される具体的政策は、参考に値すると考える。

e. 内政部南投啟智教養院

i. 施設の概要

本施設は、1970年12月16日に呉孝焜氏が設立したものであり、1999年から台湾内政部の管轄となり、運営されている知的障害者施設である。本施設の利用者は、

(1) 15歳から34歳までの中度、重度、極重度の知的障害者で、とりわけ自傷他害の恐れがある者、コミュニケーション能力に障害があることで日常生活に支障をきたしている者、長期の医療的看護が必要な重大な疾病を抱えている者、(2) 6歳から14歳までの中度、重度、極重度知的障害者で、自傷他害の恐れやコミュニケーション能力の障害があり、また感染の恐れがある重大な疾病を抱えている者、あるいは両親が死亡した者、両親によるネグレクトの被害者で特別な看護の必要性がある者等である。現在における本施設の利用者数は320人であり、上記(2)に該当する者は存在しない。本施設では、共同生活を実施し、また個々の知的障害者に適切な教育、その他特別なサービスを提供することによって、将来的に自立した生活を営むことを可能にさせることを目標としている。

ii. 処遇の内容

本項では、処遇の内容に関し、8項目に分けて列挙する。

①特別教育

一初等教育から中等教育までの学校教育を行う。

②日常生活技術一

一15歳以上の重度知的障害者に対して、物理療法等を行う。

③職業訓練プログラム

一15歳以上の知的障害者に対してガーデニング、ごみリサイクリング、梱包、クリーニング、石鹸作り等を行わせる。その他にも、重度知的障害者に対しては家具作り、中度知的障害者に対してはパン作りも行わせる。

④就業プログラム

一本施設にある歓喜児(Happy Children's Bakery)での職業訓練プログラムである。歓喜児は、1999年5月に設立された喫茶店であるが、そこでは4名のインストラクターの指導のもとで、パンと製菓技術訓練と販売・接客技術の訓練を行っている。

⑤通勤プログラム

一十分な技術が備わった知的障害者に対しては、日中は外部の事業所で働かせ、夜間は本施設に戻って生活させるプログラムを実施している。本プログラムの対象者は、現在10名である。

⑥余暇活動プログラム

一芸術、音楽、ダンスを行い、また近隣の地域住民と行われる野外活動やスポーツ大会も実施される。

⑦医療プログラム

一地域の病院と提携し、身体検査や治療を行っている。本施設では、各科の医療プログラムが展開されているが、本施設でのプログラムが不十分な場合には、他の病院に移送される。

⑧カウンセリングプログラム

一プログラム、医療、就業についての相談を行うプログラムである。

iii. 所見

本施設では、広大な敷地を利用して、様々なプログラムが展開されており、とりわけ積極的に行われているのは、職業訓練プログラムとしてのガーデニング作業であるとのことであった。果物や植物を育てることにより、自然との触れ合い、自然の生存能力を学習させ、それによって心を豊かにさせることが重要であるとの説明がなされ、実際に農園を視察すると、生き生きとした表情でガーデニング作業を行っている利用者が印象的であった。

また、本施設では、罪を犯した知的障害者は存在しないとのことであったが、院長はかつて少年の矯正学校で勤務した経験を持っており、刑事政策的観点から、知的障害者が罪を犯さないようにする教育・職業プログラムを実施しているようであり、やはり知的障害者に対しては、就労支援が一番の犯罪防止策となるとのことであった。日本と同様、台湾においても就労支援を重要視していることが、本施設の視察で理解することができたのであり、そのような意味において、その他の諸外国における実態調査にも励まなければならぬと認識した次第である。

f. 臺灣台中監獄(台中刑務所)

i. 施設の概要

台中刑務所は、台湾新幹線の停車駅である台中駅から約10分という刑事施設としては、利便性に優れており、台湾で唯一、医療施設(培徳病院)が併設されている施設である。本施設は、1895年に臺中監獄として設立し、1947年に現在の臺灣台中監獄に改称され、1992年に現施設がある場所に移転し、2003年に培徳病院が併設された。収容対象は、法務部が定める重刑及び累犯者であり、刑期が10年以上の者である。収容定員は4,076名と台湾で最も多い収容数を誇っており、3月3日現在、約5,600名が収容されているため、過剰収容状態にあるといえる。罪名別では、薬物事犯が34.8%と最も多く、次いで、強盗罪13.8%、性犯罪8.3%、窃盗罪7.8%、殺人罪7.7%の順となっている。また、大規模施設にもかかわらず、職員は300名しかおらず、1日の稼働人員は200名である。

ii. 処遇の内容

① 医療施設における処遇

今回の参観は、知的障害者の処遇に主眼を置いていたため、主に、医療施設を中心としたものであった。医療施設は、診察室及び重病治療棟、血液透析室、精神病棟、結核病棟、HIV感染者病棟に分けられており、受刑者が台湾全土から移送されてくる。治療費は原則自費(1日2,280元)であるが、経済状況により、政府が補助金を援助している。この医療施設は、中国医療大学と提携しているため、医師の確保が容易であり、約20名の医師が在籍している。診察室は内科を始め、外科、眼科、歯科、耳鼻咽喉科、精神科、泌尿器科、皮膚科、放射線科等多岐にわたっており、24時間対応が可能である。重病治療棟では、重症者に対して68の病床が設置されている。血液透析室には、血液透析機が18台あり、1日4回治療ができることから、1日に72名の治療が可能となっている。これは、日本で最多の透析機を所有している島根あさひ社会復帰促進センターの14台を上回っているため、透析治療に関しては、台中の方が恵まれているように思

われる。精神病棟では、精神病患者350名が収容可能であるが、3月3日現在、約250名が収容されている。精神病棟は、開放的で多くの植物が植えられている明るい雰囲気の見観とは異なり、舎房はとても暗く、2名から4名を1室に収容しており、ドアには病名と罪名が併記されている。精神病が軽度な者は、病舎に併設されている工場(第4工場)にて、簡単な作業を行っている。

② 一般的な台中刑務所における処遇

医療施設に収容されていない者の処遇に関しては、日本の制度と同様である。刑務所に収容された受刑者は、分類後、教誨教育及び技能訓練を受け、刑期終了後、出所となる。技能訓練は、短期が2か月~6か月未満、長期が6か月以上となっている。技能訓練もほとんど日本と類似しており、七彩工場という工芸品や藍染め等の訓練を行っている。日本との相違点は、近年、放送大学と呼ばれる通信大学の講座を受講し、大学の単位が取得できる点である。その際、自費で電子手帳等を購入し、使用可能であるとのことである。

iii. 所見

台湾では、医療刑務所という概念がそれほど発展していないため、現段階では医療施設が併設する段階にとどまっている。したがって、精神病患者の処遇も進んでおらず、重度の障害者でも単独室に収容することなく、2名~4名の居室に収容しているような状態である。知的障害者に関しても、病名は認識しているものの、知的障害者としての識別は行っていないとのことである。しかしながら、現在は刑務所における知的障害者等の研究は実施されていないが、日本とは異なり、医療スタッフが充実している上に、精神科の医師も在籍しているので、今後、日本よりも精神病の研究が発展する余地があるように思われる。

以上が、台湾にある知的障害者を含む刑事施設、更生保護施設及び社会福祉施設等4か所を訪問し、犯罪を行った知的障害者等に対する処遇の実態等を視察した結果である。

④ 結論

台湾には、社会福祉施設である教養院が294か所あり、最先端の施設では、ある一定の年齢までに施設に入所すれば、政府の補助により、一生涯面倒を見てくれる等の制度は検討する余地があると思われる。

台湾では、知的障害者という概念はあまり認識されていないが、障害者の処遇に関する実務の面では、省庁間の連携が良く図られているため、政策が実行しやすいという点は学ぶに値する。

3) 執行猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った知的障害者の状況に関する調査(結果概要)

1 調査対象

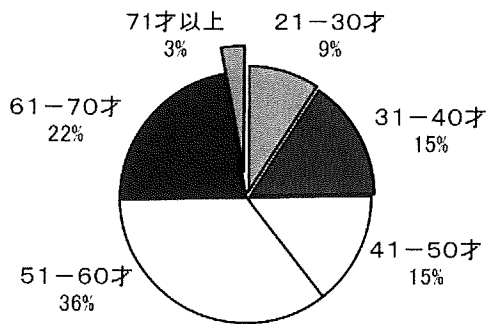
平成21年12月及び平成22年1月の2月間に保護観察所に更生緊急保護の申出を行った起訴猶予者

2 調査方法

全国の保護観察所に対し、アンケート調査を依頼。保護観察所の担当保護観察官が、対象者本人との面接や、前件記録を確認するなどして、所定の調査票に回答を行った。

3 結果概要

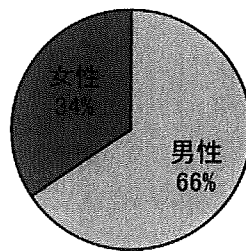
(1) 年齢



| | | |
|--------|-----|---|
| 20才以下 | 1 | 人 |
| 21-30才 | 21 | 人 |
| 31-40才 | 35 | 人 |
| 41-50才 | 33 | 人 |
| 51-60才 | 80 | 人 |
| 61-70才 | 50 | 人 |
| 71才以上 | 7 | 人 |
| 計 | 227 | 人 |

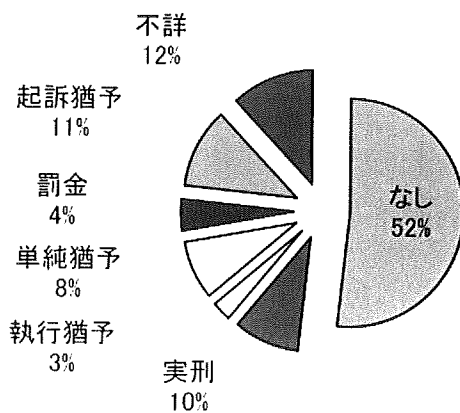
※20才以下の割合は1%未満のため、グラフ中省略

(2) 性別



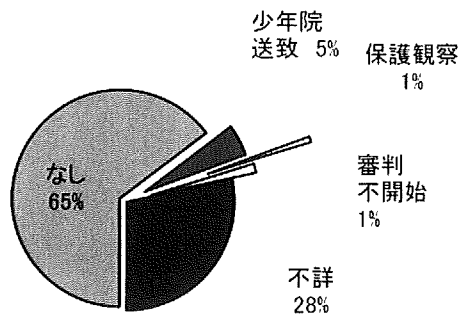
| | | |
|----|-----|---|
| 男性 | 149 | 人 |
| 女性 | 78 | 人 |
| 計 | 227 | 人 |

(3) 刑事処分歴



| | | |
|-------|-----|---|
| なし | 117 | 人 |
| 実刑 | 22 | 人 |
| 執行猶予 | 6 | 人 |
| 単純猶予 | 19 | 人 |
| 罰金 | 10 | 人 |
| 起訴猶予 | 26 | 人 |
| 不詳 | 27 | 人 |
| 拘留・科料 | 0 | 人 |
| 計 | 227 | 人 |

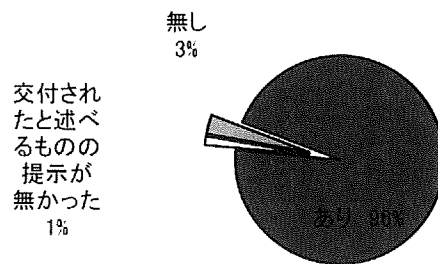
※0%の項目は、グラフ中省略



| 処分 | 人数 |
|-------------|-------|
| なし | 146 人 |
| 少年院送致 | 11 人 |
| 保護観察 | 2 人 |
| 審判不開始 | 3 人 |
| 不詳 | 64 人 |
| 児童自立支援施設等送致 | 1 人 |
| 不処分 | 0 人 |
| 計 | 227 人 |

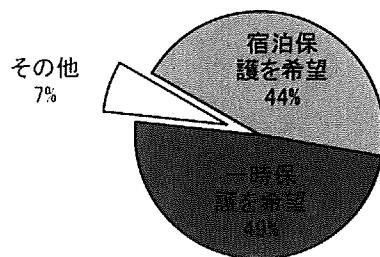
※1%未満の項目は、グラフ中省略

(5) 保護カードの有無



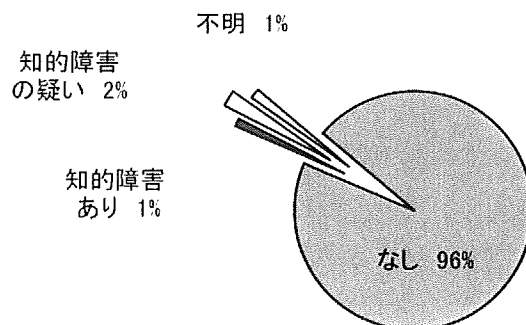
| 有無 | 人数 |
|---------------------|-------|
| 無し | 7 人 |
| あり | 217 人 |
| 交付されたと述べるものの提示が無かった | 3 人 |
| 計 | 227 人 |

(6) 保護を申し出た理由

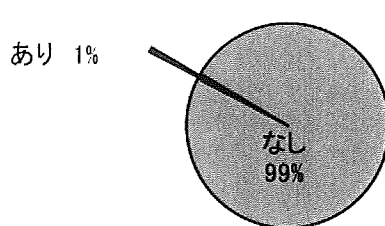


| 理由 | 人数 |
|---------|-------|
| 宿泊保護を希望 | 101 人 |
| 一時保護を希望 | 111 人 |
| その他 | 15 人 |
| 計 | 227 人 |

(7) 申出時の知的障害（の疑い）の有無



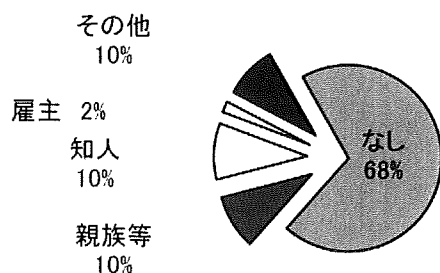
| 有無 | 人数 |
|---------|-------|
| なし | 216 人 |
| 知的障害あり | 3 人 |
| 知的障害の疑い | 5 人 |
| 不明 | 3 人 |
| 計 | 227 人 |



| ⑧療育手帳取得の有無 | | |
|------------------------------|-----|---|
| なし | 225 | 人 |
| あり | 2 | 人 |
| 取得したと述べるものの、 申出時には提示がなかった | 0 | 人 |
| 計 | 227 | 人 |

※0%の項目はグラフ中省略

(9) 社会資源の有無とその内容



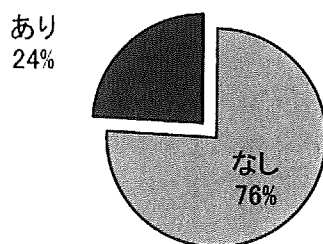
| ⑨社会資源の有無とその内容 | | |
|---------------|-----|---|
| なし | 158 | 人 |
| 親族等 | 22 | 人 |
| 知人 | 22 | 人 |
| 雇主 | 4 | 人 |
| その他 | 21 | 人 |
| 計 | 227 | 人 |

その他の資源：NPO法人，年金，福祉，日雇労働

(10) 保護を申し出た理由別 措置の実施内容

| 保護を申し出た理由 | 保護を申し出た人数 | 措置の実施内容 | | | |
|-----------|-----------|---------|------|------|------|
| | | 委託保護 | 自庁保護 | | |
| | | | 食事給与 | 衣料給与 | 旅費給与 |
| 宿泊保護を希望 | 101 | 53 | 13 | 5 | 14 |
| 一時保護を希望 | 111 | 2 | 21 | 2 | 29 |
| その他 | 15 | | 1 | 1 | 1 |
| 総計 | 227 | 55 | 35 | 8 | 44 |

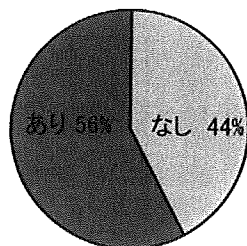
委託保護の有無



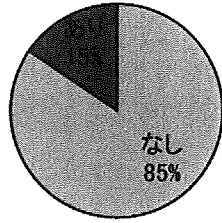
| 委託保護の有無 | | |
|------------|-----|---|
| なし | 172 | 人 |
| あり（更生保護施設） | 55 | 人 |
| あり（その他） | 0 | 人 |
| 計 | 227 | 人 |

※0%の項目はグラフ中省略

自庁保護の有無

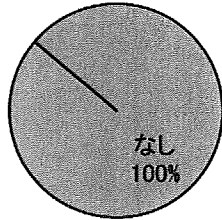


| 自庁保護の有無 | | |
|---------|-----|---|
| なし | 96 | 人 |
| あり | 131 | 人 |
| 計 | 227 | 人 |



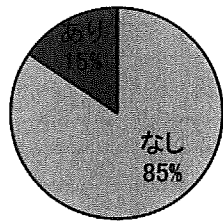
| 自庁保護（衣料給与の有無） | | | |
|---------------|-----|---|--|
| なし | 192 | 人 | |
| あり | 35 | 人 | |
| 計 | 227 | 人 | |

・医療援助



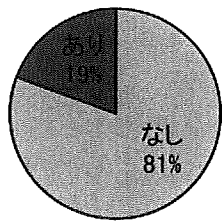
| 自庁保護（医療援助の有無） | | | |
|---------------|-----|---|--|
| なし | 227 | 人 | |
| あり | 0 | 人 | |
| 計 | 227 | 人 | |

・食費給与



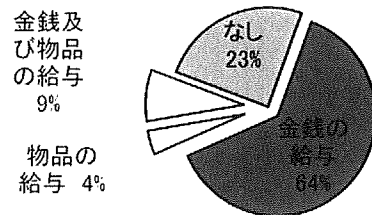
| 自庁保護（食費給与の有無） | | | |
|---------------|-----|---|--|
| なし | 192 | 人 | |
| あり | 35 | 人 | |
| 計 | 227 | 人 | |

・旅費給与



| 自庁保護（旅費給与の有無） | | | |
|---------------|-----|---|--|
| なし | 183 | 人 | |
| あり | 44 | 人 | |
| 計 | 227 | 人 | |

・更生保護関係団体による援助



| 更生保護関係団体による援助 | | | |
|---------------|-----|---|--|
| なし | 57 | 人 | |
| 金銭の給与 | 142 | 人 | |
| 物品の給与 | 9 | 人 | |
| 金銭及び物品の給与 | 19 | 人 | |
| 計 | 227 | 人 | |

D. 考察

1) 達成度について

法務省保護局によるアンケート調査案の作成、検討を行っている。すなわち、起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者のうち、知的障害を有する疑いのある者がどの程度いるのかという調査の実施について、現在、法務省と協議中である。

そして、本調査のサンプル数については、平成 20 年に起訴猶予で更生緊急保護の申出をしてきた者が、年間 2,137 人存在するので、例えば、調査期間を 2 か月とした場合には、200～300 人程度が、調査対象となる見込みである。

また、本調査のスケジュールとして、保護局は、平成 21 年 11 月末において、保護観察所に調査依頼し、平成 21 年 12 月～平成 22 年 1 月において、調査を実施し、平成 22 年 2 月中旬～下旬において、調査を取りまとめ、集計を行う予定である。

アメリカ合衆国、イギリス、カナダ、ニュージーランドにおける触法・被疑者への対応の実態調査及び文献調査を行い、研究検討課題を明らかにした。

2) 研究成果の学術的意義について

矯正段階の 1 つ手前にある裁判段階において、ニュージーランドでは知的障害者犯罪者をどのように処遇するのかその実態を明らかにできた。

台湾視察では、刑事司法制度における知的障害者の把握は困難であったが、矯正・保護・社会福祉施設視察により、心身障害者に関する定義が法務部と内政部間で統一されているため、障害がある犯罪者の処遇がスムーズであることが明らかになった。

3) 研究成果の行政的意義について

ニュージーランドにおける知的障害者犯罪者の刑事手続を知る上において、貴重な文献であると思う。わが国の知的障害犯罪者の刑事手続を検討する際の参考資料となる。

また、台湾には、社会福祉施設である教養院が 294 か所あり、最先端の施設では、ある一定の年齢までに施設に入所すれば、政府の補助により、一生涯面倒を見てくれる等の制度は検討する余地があると思われる。

E. 結論

平成 22 年度における藤本研究グループの計画は、概略、以下の通りである。

まず、第 1 に、起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った知的障害者の状況に関する調査を実施し、その調査結果を取りまとめ、集計し、分析し、評価することが挙げられる。

次に、第 2 に、海外における触法被疑者の実態調査を継続進行させることが挙げられる。すなわち、ニュージーランド、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリアなどの、諸外国の触法被疑者に関する統計並びに文献を調査し、分析し、評価することが挙げられる。

さらに、第 3 に、警察庁、検察庁に対して、微罪処分・不起訴人員の総数の調査において、IQ などの指標を用いて、知的障害犯罪者の割合を集計するように要請し、働きかけるということも挙げられる。

そして、最後に、第 4 に、以上のような、統計分析、文献調査のみならず、伝統的文化人類学的手法に基づき、国内及び国外におけるフィールド・ワークを展開することによって、知的障害犯罪者にとってのセイフティネットに対する理解を深め、それに対する研究を進展させていくということも、研究内容として有益であるという観点から、現地調査を積極的に行っていくことが挙げられる。

F. 研究発表

1. 論文発表
2. 学会発表

G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。） なし

A. 研究目的

刑事事件における弁護活動自体は弁護士にのみ認められている職務であり、社会正義の実現と基本的人権の擁護を使命とする弁護士にとって最も重要な責務の一つと位置付けられている。

ところで、近年、弁護活動をめぐる周囲の環境は大幅に変化しつつある。平成21年5月21日には裁判員裁判が施行され、また、被疑者国選制度が本格的に実施されるなど、従来の制度とは異なる新しい制度が導入ないし拡充された中で弁護活動が行われるようになった。

当グループは要支援高齢・障害者に関する弁護活動の現状を把握するとともに今年本格的に実施されることになった、あるいは新しく開始されることになった制度(手続き)の中で私たち弁護士、弁護士会がどのような保健・医療、福祉的な支援を受ければ「良質かつ適切」な弁護活動が可能になるのかを探求していきたいと考えている。

(ちなみに、今般、日本弁護士連合会高齢者・障害者の権利に関する委員会の第2部会(障害者に関する問題を担当する部会)で活動する弁護士に協力を求めたところ、部会の今年度の活動テーマの一つとすることが承認され、本件調査・研究に全面的に協力していただくことになった。)

B. 研究方法

平成21年度

- ・刑事裁判における高齢・障害者の弁護活動の実態
- ・触法・被疑者の福祉との連携の実際
- ・刑事裁判の弁護における福祉的対応の可能性

平成22年度

- ・各調査の検証
- ・課題の整理と対応の検討

平成23年度

- ・提言内容の整理

触法被疑者となった高齢者・障がい者に対しては、弁護活動と福祉との連携によって、その後の再犯防止に向けた具体的な予防策が必要なところ、現段階においては、触法被疑者の実情さえも把握されておらず、その具体的な方策についても明確な整理がなされていないのが現状である。

そのため、当研究グループでは、本年度、触法被疑者・被告人となった高齢・障がい者に対する弁護活動について、その現場の実態や問題点等を広く洗い出す作業を行

った。具体的には、触法高齢者障がい者をめぐり、被疑者段階・公判段階での問題点を洗い出したうえで(後記「第1 被疑者段階での課題」「第2 公判段階での課題」)、近時、新たに導入された裁判員制度や日本司法支援センター固有の問題点を洗い出す作業を行った(後記「第3 裁判員裁判における課題」「第4 日本司法支援センター(法テラス)に関連する課題」)。そのうえで、これらの課題を前提として、近時、福祉との連携をしながら効果的な弁護活動をしようとする試み(後記「第5 福祉との連携」)や、弁護士会として触法障がい者をサポートする動き(後記「第6 あらたな弁護士会の動き」)が報告されたので、これらの実態調査を行った。なお、これらの問題点の洗い出し作業にあたり、具体的事例を提示できるものについては、可能な限り当該事例を紹介するようにした。

そのうえで、これらをふまえて、現時点で考え得る今後に向けての提言・提案をとりまとめた(後記「第7 今後に向けて」)。

なお、本研究は、日本弁護士連合会高齢者・障がい者の権利に関する委員会第2部会(障がい者に関する問題を担当する部会)の全面的な協力のもとに進められた。

(倫理面への配慮)

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者(以下「関係者」という)に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記3の電子情報を扱うパソコン等は、インターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、

関係者以外の者には閲覧させない。

6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

1) 起訴前段階での課題

まず、起訴前段階において、触法高齢者・障がい者等が抱える課題・問題点について検討がなされた。最初に逮捕から起訴までの制度の概要をまとめた上で、触法高齢者・障がい者が抱える課題・問題点として、以下の①被疑者が孤独な状態に置かれるという問題、②供述録取書をめぐるとの問題、③密室での取調べをめぐるとの問題、④障がい者が捜査官に迎合しやすく、誘導されやすいという問題、⑤黙秘権をめぐるとの問題、⑥弁護人選任権をめぐるとの問題、が挙げられた。

1 逮捕から起訴までの制度の概要

(1) 手続の流れ(資料1 参照)

ア 逮捕

逮捕とは、捜査機関（警察や検察など）が、ある人に対して「何らかの罪を犯したのではないか」との疑いをもったとき、法律に基づいて身体を拘束する手続のことをいう。

ところで、逮捕には逮捕令状が必要でない現行犯逮捕と、逮捕令状が必要な通常逮捕、緊急逮捕がある。通常逮捕と緊急逮捕との違いは、逮捕令状を用意した上で逮捕するか、緊急性があり、とりあえず身柄拘束した後に逮捕令状を用意するかの違いで、前者が通常逮捕で後者が緊急逮捕である。人の身柄を拘束することは人権侵害そのものなので、それを許すためには裁判所による関与（逮捕令状）が必要となるが、現に罪を行なっているとを発見されたり、まさに罪を行ない終わったところを発見されたという場合には、犯行事実がはっきりとしているので裁判所の関与なしに身柄を拘束することが許されている。

イ 検察官送致

逮捕されると、警察の留置場か拘置所に収容される（ほとんどの場合は警察の留置場に収容される。）。捜査機関からは「被疑者」と呼ばれ、捜査の対象として扱

われるようになる。警察に逮捕されると、48時間以内に、逮捕された被疑者、書類および証拠物（これらをまとめて事件という。）が検察官の元へ送られる（これを「検察官送致手続・送検」という）。マスコミ用語で書類送検という言葉があるが、これは被疑者を逮捕・勾留の必要がない事件や、被疑者が送検以前に死亡した事件等のように被疑者を逮捕しないで書類や証拠物だけを検察官に送る場合をいう。

ウ 勾留

被疑者に定まった住所がなかったり、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があったり、または証拠隠滅（証拠や証人を隠したりすることをいう）をすると疑うに足りる相当な理由があるため検察官が被疑者の身体拘束を続ける必要があると考えれば、送検後24時間以内に、裁判官に引き続き身体を拘束するように請求する（「勾留請求」という。）。この逮捕に引き続き身体拘束を「勾留」という。結局、逮捕の手続としては最大で72時間（検察官送致までの48時間と勾留請求までの24時間との合計）、裁判所による勾留決定がないまま身体の拘束を受けることになる。

検察官からの勾留請求があると、裁判官が被疑者の言い分を聞いたうえで（これを「勾留質問」という）、引き続き身体を拘束するかどうかを決める。このとき、「犯罪を犯したという疑いが無い」あるいは「定まった住所がない」あるいは「勾留の必要がない」と裁判官が考えれば、勾留は認められず、釈放されるが、この段階で釈放が認められることはほとんどない。勾留は法律上原則として10日となっているが、更に10日以内の延長ができることになっている。

エ 起訴

検察官が被疑者がある罪で処罰したいので裁判をしてほしいと、裁判所に対し求めることで、「公判請求」という。

勾留が認められれば、検察官は、裁判官が認めた勾留期間が終わるまでに被疑者を取り調べ（といっても、現実には証拠を集めたり、被疑者を取り調べたりすることの多くは警察である。）、起訴するか、しないかを定める。捜査した結果、犯罪を犯した疑いがなくなったり、疑いはあるものの証拠が十分ではなかったり、何らかの理由で起訴するまでには及ばないと検察官が判断した場合には不起訴とされ釈放される。

また、犯した罪に対して課せられる刑として懲役刑や禁固刑のほか、法律が罰金刑を用意している場合で検察

官が罰金刑が妥当と判断した場合、被疑者が書面だけによる裁判に同意した場合には起訴されると同時に釈放される（略式裁判という。）。

被疑者が起訴された場合、それ以後、「被告人」と呼ばれることになる。

(2) 被疑者に認められる権利

ア 黙秘権

刑事訴訟法198条2項では「取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げなければならない」と定められているが、これを黙秘権という。

黙秘権の保障は、終始沈黙していてもいいし、ある質問には陳述するが、別のある質問には陳述を拒否するというのを権利として保障するという意味である。

この黙秘権の保障は、捜査官による取調の段階はもとより裁判が始まってからも同様である。刑事事件を扱うテレビドラマの中で、裁判長が検察官による起訴状の朗読が終わった後、被告人に対し、終始沈黙していてもいいし、個々の質問に対して陳述を拒むことができ、陳述することもできること、ただし、その陳述は有利な証拠とも、不利な証拠ともなり得ることを伝えているが、これを黙秘権の告知という。

イ 弁護人選任権

現行法は身体が拘束されているか否かに関わりなく、被疑者の正当な利益を保護するため被疑者段階から弁護人を選任することが認められている。これを弁護人選任権というが、この権利は被疑者だけではなく、配偶者、両親や兄弟姉妹といった親族にも認められている（刑事訴訟法30条2項）。逮捕後、起訴される前に弁護人が選任されれば孤独な被疑者に良き理解者ないし支援者が現れたことになる。

被疑者段階から選任された弁護人の仕事は、孤独な被疑者を励ますことばかりではなく、被疑者が犯行を否認している否認事件の場合はもとより犯行を認めている自白事件の場合でも意に反する供述録取書には署名を拒否できることを伝えたり、黙秘する権利を解りやすく説明したり、被疑者に認められている権利を行使しやすいよう支援することや犯罪被害者と示談することによって刑を軽減する活動をする事等が一般的である。

2 逮捕、勾留中の取り調べをめぐる問題

(1) 被疑者が孤独な状態に置かれるという問題

被疑者が警察官に逮捕されると48時間以内に検察官に送致され、検察官は送致を受けてから24時間以内

に勾留請求し、裁判官によって10日間の勾留が認められるケースがほとんどである。そして、事実関係を否認すれば、さらに10日間勾留期間を延長されることが多い。

通常、逮捕・勾留される場所は警察署内の留置場であり、被疑者は、逮捕から数えて、最大23日間警察の留置場内で不自由な生活を強いられ、必要に応じて取調べを受けるということになる。検察官や警察官は、いつでも留置場から被疑者を連れ出し、取調室で取調べを行うことが可能な状況が作り出されている。しかも、弁護人との面会（接見という。）を除き多くの場合、家族・親族や知人等の面会が認められず、認められても著しく制限される（例えば、事件の内容などについては話すことができない。）。特に共犯者がいる場合や罪証隠滅の恐れがあると検察官が判断した場合には長期間にわたり面会が認められない。

(2) 供述録取書をめぐる問題

捜査においては、取り調べの対象となった被疑者について、供述録取書（調書と呼ばれます。）が作成され、供述者である被疑者によって署名押印がなされている。

裁判の場で、この供述録取書は、多くの場合、信用性が高いものとして、事実認定に用いられる。逮捕、勾留段階で検察官や警察官の言うとおりに調書を作ったとしても、裁判になって本当のことを言えば裁判官は解ってくれるだろうという考えは基本的には通用しない。

その理由は、検察官や警察官によって作成された調書を被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを確認し、もし被疑者が調書への追加や削除の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならないことになっているし、被疑者が、調書に誤りのないことを申し立てたときに、被疑者に対してこれに署名押印することを求めることができることになっていて、被疑者が署名を拒絶することも可能だからである（刑事訴訟法第198条4、5項）。つまり、被疑者の署名押印がある供述録取書は、調書の記載を取調官が被疑者に読み聞かせる→被疑者がその内容を確認する→被疑者がその記載内容に誤りがないことを申し立てた→被疑者が法律上認められている署名押印拒否権を放棄した→その上で被疑者が署名押印したということの意味している。しかも、その供述内容は、ほとんどの場合、詳細でなおかつ具体的であり、こんなことは被疑者しか説明できないだろうし、被疑者自身が署名押印しているのなら、そうなのだろうという印象を強く与えてしまう。しかし、果たして知的障害者や精神に障がいがある人が理路整然とした供

述を行うことができるのか疑ってみることが必要である。

(3) 密室での取調べをめぐる問題

取り調べはテレビドラマに登場するように狭い部屋に机と椅子がおいてある取調室内で行われる。そこには取調官と被疑者の他には誰もいないし、制度上、録音・録画もなされないで、外部からどのような過程で供述調書が作成されたかを検証することができない。

やってもいない人が嘘の自白をするはずがないと思われることから、自白は他の証拠より価値が高いと考えられている。そのため、自白は「証拠の王」と呼ばれたりもする。ところで、ここでいう自白とは捜査段階で取調べを受けたときに作成される供述調書のなかで、被疑者・被告人が犯した行為について自ら話した内容のものをいい、それが記載された調書を自白調書という。

憲法38条1項は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない」と定め、同条2項は、「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない」と定めている。つまり、自白が証拠の王だとしても、それが検察官や警察官の強要、脅迫によるものであったり、認めれば悪いようにはしない等といった利益誘導に基づくような場合のように任意にされたものとはいえない場合には証拠とすることができないことになっている(刑事訴訟法319条1項)。最高裁判所の判決(最高裁昭和41年7月1日判決)でも、取調中検察官が被疑者に対して、反省して正直に話せば起訴猶予にしてやると言って自白を引き出したという事案で、「検察官の、自白をすれば起訴猶予にしてやる旨の言葉を信じ、起訴猶予になることを期待してした自白は任意性に疑いがあるとして証拠能力を欠く」としている。しかし、既に述べたように密室での取り調べによる場合、獲得された自白がどのような過程で得られたのかを検証することは極めて困難である。ということは、たとえ被告人が裁判の場で、「取調べの際に警察官から罵声や怒号を浴びせられ続け、気力を失って、やってもいないことを自白しました」と訴えたとしても、警察官が証人として「被告人は自らの行いを反省し、涙を流しながら全てを告白してくれました」と証言した場合、裁判官はどちらの証言に信憑性を認めるだろうか。多くの場合、被告人が任意に自白したことになってしまうはずである。残念ながら現在も自白偏重の傾向が強い。

(4) 障がい者が捜査官に迎合しやすく、誘導されやすいと

いう問題

供述録取書の作成経緯については既に述べたとおりであるが、現実には作成するのは捜査官である。捜査官は、被疑者から自白に関する供述を引き出そうと努力し、理路整然とした供述録取を作成するために事件のストーリーを作ろうとする。その結果、被疑者の供述を誘導することが頻繁に行われる。

● 事例1

捜査段階で、知的障がいに関する適切な鑑定等がなされていない事例

事案の概要

知的レベルが小学校の低学年以下であった被疑者がお腹が空いていたため住宅に侵入し冷蔵庫の中にあった食品を食べ、その後に放火したという国選弁護士事案。

弁護士に対して「どうして放火したのか」「どこに放火したのか」さえまったく説明できなかった被告人が、被疑者段階の供述録取書では、「自分の犯行を知られるのをおそれて居間のカーテンにライターで火をつけました」とされており、住宅に侵入する状況等も詳細に記載されていた(もちろん、供述録取書には、被疑者の署名と押印(指印)もなされていた。)

弁護活動の内容・結果

しかし、この供述録取書は火災後1か月以上経過し、消防が火災原因を特定した後に作成されたものであり、もともと被告人は、その火災から数日後、別の場所(現場から数百メートル離れた物置)でカップラーメンを食べた後、その物置に火をつけて逮捕・起訴されていた。この事件は被告人の責任能力について簡易鑑定すら行われていなかった。

結果的には、公判中に鑑定が採用され、大幅に減刑された。

● 事例2

誘導尋問によって誤った供述録取書が作成された事例

事案の概要

指紋で自らの犯行が判明する等とは考えていないし、考えたこともなかった被疑者(療育手帳を持っていた)が納骨堂の中にあつた賽銭箱から現金を盗んだ際に軍手をしていたという事案。

起訴後に入手した供述録取には、「私は知的障害者ですが、人の物を盗むことは許されないことは十分に解っています。」「軍手は指紋が残らないようにはめていました。」等と記載されていた。

弁護活動の内容

弁護人が被疑者段階で接見した時に警察官からどんな質問をされているか確認したところ、どうしてか解らないが軍手をしていて理由を聞かれ、「軍手をすれば指紋が残らないことは分かるだろう」と聞かれ、「はい」と答えた、とのことであった。

起訴後、被告人に軍手の話を確認すると自転車で現地に行くとき寒かったので軍手をしていたことが判明した。

このような話はいくらでもあり、知的障害者の特質として、警察官等のように自分より強いと考える人からの質問に対しては、質問の意味が分からなくとも聞き返したりせず、肯定的に答える傾向がある。また、捜査官側は障がい者の特質を十分に理解しているとはいえ、その特質に配慮がなされないまま供述録取書が作成されてしまう。

⑤ 黙秘権をめぐる問題

現実の取調や裁判の段階で憲法上認められた黙秘権を行使することはとても困難を伴う。

逮捕・勾留されている被疑者には警察官や検察官の取調を拒否する権利が認められていないので連日長時間にわたる取り調べを受けることになる。しかも取調中に告知を受けたはずの黙秘権を行使しようとすると、「反省していないのか」、「卑怯者だ」等と捜査官から罵声を浴びせられることになる。どうやら捜査官は、黙秘権を行使する被疑者は「くろ」だと決めつけている可能性がある。また、この黙秘権の意味内容を理解できない被疑者には、その意味内容を理解してもらうことが必要となるが、残念ながら捜査段階はもとより、裁判所による告知の際にもその努力がなされているとはいえないと思われる。

⑥ 弁護人選任権をめぐる問題

従前、弁護人を選任しようとするとき弁護士費用が必要となることから、法律扶助制度を利用できたとしても、弁護人選任は敬遠されがちであった。

しかし、これでは被疑者の権利が十分に守れないとの反省から、平成18年には「法定刑が死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁固にあたる事件（殺人、傷害致死、強姦のような、3人の裁判官で審理することとされている事件や強盗などの重大事件）」について、勾留開始後被疑者が希望すれば起訴前段階から国選弁護人（被疑者国選弁護人）を選任することができるよ

うになった。さらに、平成21年4月からは、その対象事件の範囲が「長期3年以上の懲役・禁固の罪（第1段階の重大事件のほか、窃盗、傷害、業務上過失致死、詐欺、恐喝等）」まで広げられ、ほとんどの事件で被疑者国選制度を利用できるようになった。この結果、国選弁護の対象とならない事件は、「逮捕されたが勾留が開始されていない段階の全ての事件」と「勾留が開始された事件で法定刑が長期3年以下の懲役若しくは禁固にあたる事件（暴行、公然わいせつ等）」だけになった。（資料2参照。被疑者国選の受理件数は、平成20年度全国合計で7415件であったのに対し、平成21年度は、4月から2月分だけで全国合計5万6452件にまで達しており、飛躍的に増大している。）

これらの被疑者国選制度の対象とならない事件についても弁護人選任権は当然に認められるのであって、自費や日本司法支援センター（法テラス）を利用して弁護人を依頼できることができる。

なお、この国選弁護人制度は、国費で弁護人を選任できる制度であるが、被疑者・被告人に十分な資力があるような一定の場合には後に裁判所が定めた弁護人の費用の返還を求められることがある。

2) 公判段階での課題

次に、一般的な刑事裁判の公判において、触法高齢者・障がい者等が抱える問題点について検討がなされた。その結果、公判段階での課題・問題点として、以下の①刑事責任能力をめぐる問題、②自白の任意性・信用性をめぐる問題、③情状鑑定をめぐる問題、④手話通訳制度の不備をめぐる問題、が挙げられた。

1 刑事責任能力をめぐる問題

(1) 刑事責任能力の位置づけ

刑事事件で被疑者、被告人の刑事責任を追及するためには、本人が是非の弁別能力（責任能力）を有することが要件である。何が許され、何が社会人として許されないか、そしてそれが刑罰の対象になるかを知らない人に刑事責任を問うことはできない。また刑事責任を追求して刑務所などへの入所措置をとるには、本人に悪い行為をしたことへの反省（規範）を求めるといった教育が中心となる。それゆえ、悪いことをしたとの認識や理解力がなければ刑務所での教育はほとんど意味がないことになる。

(2) 刑事手続における現状

しかし、刑務所には刑法上の責任能力に重大な疑義が

ある知的障がい者、精神障がい者などが少なからず入所している。そしてその人々は、刑期を終えて釈放になった後も再び事件を起こして刑務所へ戻ってきているのが現状である。このことは、前記の人々へ刑法上の責任を追及することが、果たして法的に意味があるかとの疑問がある。また、知的障がいと聴覚障がいなどの重複障がいのある人は、幼児期からの教育過程や成長期において十分な社会援助がなかったこともあり、社会生活を営むための能力に重大な支障があり、是非の弁別能力や刑務所での教育の点でさらに多くの問題を抱えることになる。

(3) 刑事責任能力の位置づけ

今日の刑事司法は、責任能力を中心に立法されているにもかかわらず、知的障がい者や精神障がい者、そして重複障がい者の能力と刑事の責任能力との関係の解明が必ずしも十分ではない。むしろ率直に言えば、判断能力に難のある障がい者は、これまで捜査段階、公判段階、矯正段階のいずれの手續・段階においても、安易に刑事責任能力があるとされ、十分な考察が事実上放置され、それがため、厳しい刑罰を科されて再犯を繰り返してきたのに等しいのが現状である。そのため、今日の刑事司法は判断能力に難のある障がい者の捜査、公判、矯正のいずれの段階でも対応できる仕組みになっておらず、極論すると機能不全の状態である。

2 自白の任意性・信用性をめぐる問題

知的障がい・精神障がいを持つ人が被疑者となった場合、現実には犯罪行為をやっていないにもかかわらず、捜査官の誘導に従って自白をしてしまっている場合、公判段階において、犯罪事実の存否を争うことは困難である。

すなわち、通常、被疑者の取り調べにおいては、被疑者の供述内容をまとめた供述調書が作成される。そして、供述調書が作成されたときには、被疑者に対し署名捺印が求められる。この署名捺印は調書の内容が被疑者の供述内容に相違ないことを被疑者自身が認めたことの証である。

公判段階において、否認に転じたとしても、検察官は捜査段階で作成された供述調書を証拠請求する。そして、供述調書については、弁護人が証拠として採用することに同意しなかった場合であっても、法の定める要件（刑法321条以下）を満たしているということになると証拠として採用されることになってしまう。特に検察官面前調書については、緩やかな要件で証拠として採用されてしまう。

弁護人は、自白が任意になされていない（任意性）、あるいは信用性がないという主張をすることになるが、立証手段に乏しく、捜査官の証人尋問をしても、切り崩すことは困難である。

そのため、起訴前における弁護活動において、弁護人が被疑者の障がいに気づき、被疑者に不利な供述調書を作成させないようにしておくことが重要である。そして、取り調べの可視化は不可欠である。

3 情状鑑定をめぐる問題

(1) 情状鑑定の位置づけ

障がいを抱えながらも、受けられるべき福祉、必要な支援が受けられず、苦しい生活を強いられている人々が犯罪に手を染め、更に繰り返している。また、被告人の生育歴や家庭環境に複雑な問題のある事案や社会的に衝撃を以て受け止められる事案において、事件の背景事情を明らかにする必要がある場合もある。そこで、弁護人が情状弁護の一環として、被告人の障がいや生育歴等を明らかにするため、いわゆる情状鑑定をおこなうことが考えられる。

情状鑑定の目的としては以下のものが考えられる。

ア 犯行経緯の解明を目的とするもの

例) 生育過程において虐待を受けてきたものが逆に虐待を行うようになった場合の心理機制を解明する。被告人の立場に身を置き、そのような境遇で犯行に至ることもやむをえないという流れを示すことは、避難可能性の乏しさを適切に理解させるため重要である。

イ 犯行後の更生への関わりを目的とするもの

例) 「常習的に窃盗を繰り返してきた知的障がい者を刑務所内で処遇するべきか」「どのようにすれば薬物使用をやめることができるか」といった問題意識を解決するため更生に資する弁護活動にとって、常習性が生じる科学的仕組み、あるいは心理学的な仕組みについて考察し、隣接諸科学の観点から、よりよい処遇（あるべき処遇）を提言することによって、再犯可能性を極力減らすことが可能になる。

(2) 情状鑑定結果の証拠能力

情状鑑定の実施主体は、弁護人の私的鑑定か、裁判所の職権鑑定になる。

私的鑑定の場合は、検察官が鑑定結果について証拠とすることに同意しなかった場合、その証拠能力が問題と

なる。刑訴法321条4項準用による証拠採用が考えられるが、他方で、鑑定人によっては準用が否定されること、また必要性が強く争われることも大きい。

職権鑑定については、これまで、精神鑑定が刑事責任能力の有無を判断するにあたり利用されてきたこともあって、裁判所が、職権鑑定を行うことの必要性を理解しない、或いは職権鑑定を行うことを躊躇することが考えられる。

弁護人としては、専門性知見の必要性、専門性の高さを強調することになる。

4 手話通訳人制度の不整備

聴覚障がい者が被告人になった場合、公判において、手話通訳人が必要である。

しかしながら、現状において、全国的に手話通訳人が十分に確保できているとは言えない。多くの法律用語が飛び交う公判で手話通訳人を勤めるには研修が不可欠であるため、手話通訳人の養成も制度として整備しなければならない。

3) 裁判員裁判における課題

平成21年5月、裁判員裁判制度がはじまった。同年5月から翌22年2月末までの裁判員裁判対象事件の起訴件数は1458件（資料3参照）にも及んでいる。

ここでは、同制度の下において、触法高齢者・障がい者等が抱える特有の課題・問題点について検討がなされた。その結果、以下の①公判前整理手続段階での問題、②裁判員選任手続をめぐる問題、③裁判員裁判における公判をめぐる問題、が挙げられた。

1 公判前整理手続段階での問題

(1) 制度の概要

裁判員裁判対象事件は、必ず公判前整理手続に付されることとなっている（裁判員法49条）。

そして、公判前整理手続においては、被告人又は弁護人から検察官に対して、一定の範囲内で証拠を開示するように請求することができることとなっている。すなわち、検察官から取調べの請求がなされた証拠でなくとも、類型証拠・主張関連証拠に該当する証拠について、一定の要件のもと、検察官が証拠開示義務を負うのである（刑事訴訟法316条の15、20）。

これによって、被告人・弁護人は、検察官の手持ち証拠を一定範囲内で開示させることが可能となった。

その結果、被告人の障がい関係の診断書などといった、障がいをめぐる捜査資料などをも開示させられる

ようになった。

(2) 公判前整理手続をめぐる課題

公判前整理手続段階においては、「弁護人が、早期に障がいがあることに気づく必要がある」という課題がある。

すなわち、公判前整理手続に付した事件では、公判前整理手続終了後の新たな証拠調べ請求が制限される（刑事訴訟法316条の32）。よって、公判前整理手続終了後になって、障がいに関する主張を追加しても、これを基礎づける証拠調べができない可能性がある。そのため、被告人に障がいがあるような場合、弁護人がこれに早期に気づいて、適切な弁護方針を立てるとともに、障がいをめぐる事実関係等について、綿密な立証計画を立てていく必要がある。

2 裁判員選任手続をめぐる問題

(1) 制度の概要

下記の各事由がある場合、裁判員から除外されることとされている（裁判員法14条以下）。

- ・ 欠格事由（禁錮以上の刑、心身の故障など）
- ・ 就職禁止事由（国会議員、法曹関係者であった者など）
- ・ 辞退事由（学生、70歳以上など）
- ・ 事件に関連する不適格事由（被告人、被害者など）
- ・ 「裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認められた者」

以上にあたる裁判員候補者を除いた上で、検察官、弁護人は、さらに「理由なし不選任」（裁判員法36条）の請求をすることができる。これは、検察官、弁護人が、一定人数まで、とくに理由を付さずに、特定の裁判員を選任しないように求めることができる、というものである。

これらを判断するために、裁判員候補者のうちの何名かをピックアップして、個別に質問をすることとなっている。もっとも、その際に質問できるのは裁判長のみであり、弁護人から直接の質問はできない。

(2) 裁判員選任手続をめぐる課題

ア 裁判員候補者の中から要支援者に対する差別・偏見がある者をいかに除外するか

裁判員の選任にあたって、「裁判員候補者の中から要支援者に対する差別・偏見がある者をいかに除外するか」

が問題になるが、その判断要素は極めて乏しい。

すなわち、裁判員選任手続において、弁護士から、裁判員候補者全体に向けて直接問いを発することが想定されておらず、弁護士は、裁判員候補者の態度等のみの情報をもって不選任請求者を決するほかないのが現状である。

場合によっては、裁判員候補者に対する質問紙の中に「障がいに対する偏見の有無」や「障がいに対する理解の有無」のチェックができるような項目を入れるよう、裁判所に働きかける必要があると思われる、今後の実務での運用に十分に注意を払っていく必要がある。

イ 障がい者が裁判員から排除される問題

障がいがあることをもって、裁判員から排除されてしまう可能性がある。この点をめぐる問題点についても、ほとんど議論がなされていないものと思われる。

例) 偽造関係事件などで「視覚障がい者は偽造態様を認識できないから裁判員の適格がない」などという理由で排除されるケース。

3 裁判員裁判における公判をめぐる問題

(1) 制度の概要

裁判員裁判においては、一般市民から選ばれた裁判員が、職業裁判官とともに公判における事実認定を行い、さらに量刑判断をも行う。

(2) 裁判員裁判における公判をめぐる課題

職業裁判官に比して、一般市民たる裁判員は、障がいの内容・特性に関する予備知識に乏しいことが多いものとも考えられる。

今後の実務での運用において、いかに裁判員に障がいの内容・特性などを理解してもらえるかが課題となろう。具体的には、それぞれのケースに応じて、いかなる立証方針を立て、どのように障がいの内容・特性を提示するのが裁判員に理解してもらえるのかどうか、という点が課題となるものと考えられる。

4) 日本司法支援センター(法テラス)に関連する課題

触法高齢者障がい者をめぐる弁護にあつては、その相当件数が国選弁護事件となっているものと思われるところ、国選弁護に関する業務は、平成18年10月以降、裁判所ではなく日本司法支援センター(法テラス)が所管することとなった。

そこで、触法高齢者・障がい者等が抱える問題点のうち法テラスに関するものについても以下のとおりの検討

がなされた。

1 日本司法支援センター(法テラス)の概要

日本司法支援センター(愛称:法テラス。以下、単に「法テラス」という。)は、総合法律支援法(平成16年公布)に基づき、平成18年4月に設立された公法人である。

法テラスは、同法に基づいて、以下の業務を行っている。

(1) 情報提供業務

利用者からの問い合わせ内容に応じ、①法制度に関する情報、②相談機関等に関する情報を無料で提供する。

(2) 民事法律扶助業務

資力に乏しい方に対して、無料法律相談を行い(「法律相談援助」)、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う(「代理援助」「書類作成援助」)。

(3) 司法過疎対策業務

法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、法テラスの「地域事務所」設置等を行なう。

(4) 犯罪被害者支援業務

犯罪被害者支援を行なっている機関・団体と連携し、「その方が必要とされている支援」を行っている窓口を案内する。

(5) 国選弁護関連業務

国選弁護人(国選付添人)になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払などを行なう

(6) 受託業務

法テラスの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて特定の業務を行う。現在は、日本弁護士連合会と中国残留孤児援護基金からの委託を受けている。

また、法テラスには、常勤で勤務している契約弁護士(通称:スタッフ弁護士。以下、単に「スタッフ弁護士」という。)が存在している。スタッフ弁護士は、売上額等に関係なく、所定の給与を受けることとなっているため、その採算等をあまり考えずに活動できるのが特徴である。

2 触法高齢者障がい者及び刑事裁判との関係

触法高齢者障がい者をめぐる問題に関して、法テラスは、上記業務のうちの「国選弁護関連業務」が関連する

ことになる。

弁護活動との関係で、法テラスが関与するのは、主に国選弁護人選任段階（下記(1)）と国選弁護終結段階（下記(2)）の2段階である。

(1) 国選弁護人選任段階

法テラスは、国選弁護人選任に関する事務手続を行っている。一般に、国選弁護人が選任される流れは以下のとおりとなっている。

- ① 被疑者被告人からの国選弁護人選任の請求
- ② 裁判所から法テラスへの指名通知請求
- ③ 法テラスが国選弁護人契約弁護士の中から候補を指名して裁判所に通知
- ④ 裁判所が③で通知を受けた国選弁護人を選任

(2) 国選弁護終結段階

法テラスは、国選事件の終結時に、国選弁護人に対する報酬算定を行い、その支出を行っている。

ここで、国選弁護人報酬の算定にあたって、障がい者等の要支援者であったこと（＝それによって労力等がかかったこと）を理由とする加算などはなされていないのが現状である。

3 法テラスをめぐる課題

(1) 触法高齢者障がい者が国選弁護人選任請求をするとは限らない問題

国選弁護人選任は、原則として、被疑者被告人から国選弁護人選任の「請求」がなされたことを端緒として開始されるものである。

そのため、触法障がい者が国選弁護人選任の請求をしなかった場合、そもそも弁護人による適切な弁護・援助を受けられない可能性がある。とくに、自らの権利擁護能力に乏しい触法高齢者障がい者の場合、弁護人の役割や意義についての理解が乏しく、国選弁護人選任請求をしないおそれが極めて高いものといえる。

(2) 高齢者・障がい者に詳しい弁護士を選任することが困難であるという課題

法テラスは、上記「② 裁判所から法テラスへの指名通知請求」がなされた段階では、当該被疑者・被告人の障がいの有無を知る術がない状態にある。

したがって、法テラスは、上記「③ 国選弁護人契約弁護士の中から候補を指名して裁判所に通知」をする段階で、要支援者に適した弁護人を選任する、などの工夫をすることが困難となっている。

また、一部の弁護士会では、触法高齢者・障がい者の

弁護を担当することとなった弁護士をフォローする体制を構築するなどといった取り組みを始めている（後記「第6 新たな弁護士会の動き」参照）が、このような取り組みは、現段階において、全国的に広がっているとはいえない。

(3) 国選弁護における私的鑑定・情状鑑定の費用支弁の問題

人格障がい者などの被疑者・被告人の場合、その弁護にあたって、私的鑑定や情状鑑定が必要となってくる場合がある。

しかし、国選弁護事件の場合、その国選弁護報酬法テラスが算定するにあたって、実施した私的鑑定費用や情状鑑定費用を支出する規定がないため、当該弁護人が個人的にその鑑定費用を負担せざるを得ない状況にある。

このような状況であるため、「本来、私的鑑定や情状鑑定がなされるべき触法高齢者障がい者であるのに、適切な鑑定を受けることができない」というケースも相当数存在するものと思われる。

(4) 福祉との連携場面におけるスタッフ弁護士の活用

法テラスは、公的機関でもあるので、福祉関係諸機関との連携がとりやすいといわれている。また、現に、「法テラスのスタッフ弁護士が、多くの福祉関係諸機関と連携をして、当事者の法的問題のみならず、福祉関係の生活課題を含めた包括的解決を進めている」という事例が、民事・刑事を問わず、各地から報告されている。

さらに、裁判段階において、このような連携活動の結果、再犯可能性がなくなったことなどを「良い情状」としてとらえてもらう事例も生じている。このような連携活動をいかにサポートし、発展・普及させていくかが現状の課題と思われる。

● 事例3

裁判員制度・法テラスの連携活動に関わる事例（頼れる身内がおらず、コミュニケーションに障がいがあるとも疑われる被告人の事件において、ホームレス向けの自助グループとの連携をとった事例）

事案の概要

窃盗被告事件。

失業中の20代後半の独身男性が、食料を買うお金が無くなり、キャベツなどの手持ちの食べ物を食べ尽くし、スーパーで食料品を万引きしたという事案。

方針

担当裁判官は、執行猶予にするには、釈放後に生活可能な状況がないと再犯の虞が高いので、生活可能という条件がないと執行猶予にできないとの意向が示されていた。そのため、釈放後の被告人の生活可能状況の確保にせまられた。

弁護活動の内容

被告人は病弱の老母のみが身寄りの人だったので、老母の住居（1室のみ）を訪れて被告人の当面の預かりを頼んだが、生活保護を受給しているし、被告人が住む部屋もない等の理由で断られた。

それで、判決前に、地方法務局の保護局を訪問して、更生保護施設への入所を依頼したところ、一度目は満員であると断われたが、結局、執行猶予の判決後に、被告人と共に来てくれたら被告人から事情聴取のうえ、更生保護施設への入所は可能であるとの回答を得た。この経過を最終弁論で報告し、ようやく、執行猶予となって釈放されたが、もし、更生保護施設も入れない状況であったら、実刑になった可能性が高かった。

担当弁護人の感想

判決直後、被告人の全財産たる身の回りのもの一式を入れたビニール袋一つを持って、当職と被告人の二人で保護局に行った。保護局の担当官は、更生保護施設で生活保護の申請をすることになると言ってくれたので安心したのを覚えている。実刑になるよりも、再犯の虞は非常に低くなったと思っている。

● 事例4

裁判員制度・法テラスの連携活動に関わる事例（頼れる身内がおらず、コミュニケーションに障がいがあるとも疑われる被告人の事件において、ホームレス向けの自助グループとの連携をとった事例）

事案の概要

通貨偽造、同行使。

1万円札16枚を偽造し、叔父に真正紙幣と交換してもらって行使した。

偽造の態様は、「家庭用インクジェットプリンタのスキヤナで読み取って、これをインクジェットでプリントアウトし、ハサミで裁断して紙幣のようなものを作った」というもの。

被告人本人（40歳代）は、この10年ほど引きこもりの状態にあり、仕事もしておらず、高齢の母及び叔父の年金で生活をしていた。

方針

弁護活動の内容については、多岐にわたるが、何らかの障がいがあるかもしれない（この10年ほど引きこもるほど、コミュニケーションが若干苦手）、と思われる部分に関しては、以下ような方針で活動をした。

ア 「人格障がいなどが疑われる」「何らかの障がいかも知れない」などという弁論はしなかった。

← 障がいであることの確信がもてないうえに、その確定診断等に時間・費用がかかる一方で、本件は執行猶予により早期に身柄開放を求めるべき事案との結論に至った。また、仮に、何らかの人格障がいなどが認められるのだとしても、そのことについて、裁判員に理解・共感を得られることは困難とも思われた。

← 他方で、被告人質問のなかで、被告人本人の優しい人格だとか、粗暴でない点、内気な点、コミュニケーションが苦手なことなどが自ずと裁判員らに伝わるものとの結論に至った。

イ また、執行猶予を付けてもらった場合の社会資源がまったくなかった（家族は全員、被告人の受け入れを拒否した。）ことから、スタッフ弁護士の連携先であるホームレス向け自助グループとの連携を図った。具体的には、自助グループスタッフに拘置所へ同行してもらい、被告人と、身柄解放後の生活設計などを話しあってもらった。あわせて、自助グループスタッフの目から見て、被告人が、自助グループ内でうまくやっていたら、地域生活ができるかどうかの見極めしてもらい、それを自助グループスタッフの陳述書に反映させた。そして、この「自助グループスタッフの陳述書」を証拠請求した。（なお、この陳述書のなかには、自助グループの施設などの写真をふんだんに盛り込み、裁判員にその活動の実態・支援内容等をイメージしてもらえるように工夫した。）

ウ 弁論の中でも、人格障がいと疑われる点に関して、①被告人が法的無知であったことから、貸金業者に対して、利息制限法超過利息を長期間にわたって返済しつづけてしまったこと、②過去に稼働していた経験があり、稼働しながら生活をするのが十分に可能であること、③上記自助グループの適切な支援のもとで、職業人としての地域生活を十分に送っていたこと、④刑務所に入れることになれば、被告人に食事・住居・仕事が自ずと与えられるうえ、そのために税金からコストを支出しなければならないのに対し、執行猶予を付ければ、食事・住居・仕事は自らの力で見つけなければならないこと（よって、執行猶予は、被告人本人のためのみならず、社会のための制度でもあるこ

と)を主張した。とくに、このうちの④の主張は、相当数の障がい者が、適切な福祉的社会資源に結びつかずに、刑務所に収監してしまっていることへの反省を念頭に置いた主張であった。

結果

懲役3年 執行猶予5年(求刑:懲役4年)

判決の中では、「なお、保護観察を付するかどうかについて検討すると、被告人に対する支援は欠かせないが、サポートセンターがその役割を十分果たすことで足り、それ以上の公的な支援までは必要がないものと考えた。」旨の判示がなされ、自助グループとの連携活動が大きく評価されて、保護観察はつけられなかった。

また、自助グループを用いながらの更生についても、「被告人は、10年以上仕事をしていない点など社会復帰の不安材料はあるものの、前科はなく、以前には真面目に働いていた時期もあり、世間の信用も技術も持ち合わせていた実績がある。加えて、今はサポートセンターの支援も得られる状況にあることからすると、社会復帰してやり直すことが期待でき、それが被告人にとって重要なことである。」と判示され、この点でもサポートセンターとの連携が評価されている。

罪と言ってもいいような犯罪を繰り返し、有罪判決を受け、服役している。初犯の段階で、福祉と繋がり彼らの生活を支援することができれば、起訴猶予になる事案、帰る家、支えてくれる人さえいれば執行猶予となる事案、逆に帰る家も仕事もお金もないのに執行猶予になってしまう事案を抱え、帰る家(帰住先)や、その後の生活支援をどう確保すればいいのか、悩む弁護士は多い。

(3) 裁判官の戸惑い

犯罪事実を争わない事件において、被告人質問の際に、障がい疑われる応答をする被告人がいる場合、裁判官にも刑事責任を問うていいのか、あるいは、裁判の後、服役の後の彼らの行く末に不安を抱き、戸惑っている様子が見られる。時には、「温情判決」の後に、説諭する裁判官もいるが、戸惑いは隠せない。

万引きや無銭飲食等、明らかに生活に困窮して軽微な罪を犯した障がいのある被告人が、仕事もなく、お金もなく、身寄りもなく、住居もない場合、裁判官が実刑判決に傾くのは、やむを得ないが、そのような被告人が、社会に戻った後、福祉的支援が受けられることが明かであれば、執行猶予判決を出すに当たっての安心材料の一つとなるであろうことは容易に想像される。

弁護人からの障がいに対する主張が契機となり、知的障がいや発達障がいについて、一定の理解を持つ裁判官がおり、最近では、判決中に被告人の発達障がいについて言及する事案もある。他方で、殺人・放火・子どもが被害者の事案等、重大な犯罪では、弁護人から、障がいがあるという主張があっても、その主張が採用されない事案も多く見受けられる。

5) 福祉との連携

上記で検討した各制度のもと、近時、一部の弁護士のあいで、福祉との連携を図りつつ、触法高齢者障がい者に対して効果的な弁護をしようという試みがなされている。そこで、本節では、このような試みの実態を報告する。

1 触法障がい者の弁護活動が抱える問題点

(1) 弁護士の戸惑い

矯正統計年報(平成19年)によれば、新受刑者中知的障がい等が疑われる者(知能指数69以下)は、27%にも達している。

しかし、犯罪に陥る障がい者は、軽度の知的障がいや発達障がいの人が多いこと等から、当番弁護士、被疑者国選等で派遣された弁護士が、被疑者に知的障がいや発達障がい等があると気づかないまま、弁護活動が行われていることは多い。

仮に気づいたとしても、被疑者がどのような障がいを抱えているのか、親族等に支援を断られ帰る家もなく、仕事もお金もない彼らに、「弁護士」として何ができるのか、戸惑う。

(2) 起訴猶予・執行猶予のためには、帰住先と生活の支援が必要である

触法障がい者の犯罪の多くは、万引き、無銭飲食等の微

- ・ 被疑者と接見した段階で、障がいに気づくことが必要である。
- ・ 障がいのある人とのコミュニケーションのあり方を検討する必要がある。
 - ⇒ 速やかに捜査機関に障がいについて申し入れをすることを検討する
 - ⇒ 知的障がいのある人とのコミュニケーションについての研修も必要である

- ・ 障がいのあることの証明をいかにすべきかも問題である。
⇒ 療育手帳を持たない場合、福祉との連携が必要である。
- ・ 情状立証の組み立てをいかにすべきかも問題である。
⇒ 「障がい特性」や「どのような生活を準備できるのか」という点をいかに立証していくかが課題となる。

(2) 福祉サービスとの連携

弁護士が連携すべき福祉サービス機関として、以下のようものが考えられる。

ア 福祉保健センター

障がい福祉・生活保護ケースワーカー等々の連携

イ 相談機関の活用

地域活動ホーム(横浜市の場合)の一般相談、緊急時の対応に関する相談

地域ケアプラザ

民生委員

こころの健康相談センター

発達障がい者相談支援センター

自立生活アシスタント(横浜市 知的障がい者、精神障がい者が地域生活を継続するために専門的知識と経験を有する自立生活アシスタントを派遣するもの。触法障がい者との接点を多く持ち、具体的生活場面での助言やコミュニケーション支援を行う)

ウ 施設・施設職員との連携

触法障がい者が、住まいを確保し、安定した生活をしていくため、障がい者施設の提供する福祉サービスの利用が有益な場合もある。

● 事例5

万引きを繰り返し(前歴20犯)、執行猶予中にさらに万引で逮捕され、実刑となった事例

事案の概要

当番弁護士として出勤し、Iさんに接見した際、Iさんは、警察に捕まった(逮捕)の初めてだと話したが、アパートで一人暮らしを土生活保護受給中だったため、勾留中に生活保護が打ち切れ、帰る家がなくなりました。Iさんは、

知的障がい(B1)の手帳を持ち、3か月前に窃盗(万引き)で執行猶予の判決を受けていることがわかった。Iさんは、裁判を受けたことはもちろん、執行猶予の意味すら理解していなかった。

方針

Iさんに知的障がいのあることを検察官、裁判官に理解してもらう

再度の執行猶予

結果

Iさんは、再度簡易鑑定を受けたが、刑事責任能力ありとなり、起訴。Iさんの住居を確保し、生活の立て直しを図るため、入所施設に支援を打診したところ、社会内での更生を支援する旨の上申書提出。

しかし、この事案では、裁判官は、弁護人の提案には何ら配慮することなく、実刑判決。

その後、支援を依頼した施設が、Iさんのことを心にとめ、刑務所に面会に行き信頼関係を築き、服役後、Iさんは、その施設に入所することができた。

担当弁護人の感想

検察官は障がいに気付いていたが、簡易鑑定の結果により、起訴された。裁判官は、障がいには全く無頓着で、型どおりの裁判だった。服役後が心配だったが、福祉に繋がり、弁護人としては、心強かった。

● 事例6

発達障がいであることがわかり、福祉につながった事例

事案の概要

人付き合いが苦手できまじめなNさんは、10年来勤めていた職場(早朝の病院内の清掃)がなくなったことをきっかけに、精神的に不安定となり、駅に脅迫文を置き、威力業務妨害で逮捕された。N三位は、放火の前科と器物損壊(電車の椅子を切り裂く)の前歴があった

方針

接見時に、話しが噛み合わない、精神的に不安定な状況が窺われたことから、自立生活アシスタント(福祉職)と一緒に接見し、発達障がいではという指摘を受けた。

勾留中に、されに精神的に不安定になったので、保釈を取ること

裁判までに福祉の支援について検討し、情状立証とすること

結果

Nさんの小中学校時の成績表(ほとんどが1、2)、発達障